

2014年度予算要求の回答書(その10)
 今回は、4. いつまでも住み続けられるまちづくりを⑭～㉓です。

4. いつまでも住み続けられるまちづくりを

⑭愛甲石田駅北口タクシー乗り場を、障害者・高齢者等が利用しやすいよう、早期に改善すること。

愛甲石田駅北口におけるタクシー乗り場につきましては、障がい者用の乗り場とタクシーの待機場所(一般乗車レーン)が離れていることから、乗車に支障を来していることと認識しております。

本市では現在、障がい者等がスムーズにタクシーを御利用できるよう、ハードとソフトの両面から具体的な対策について調査・検討しているところです。

今後も、施設管理者やタクシー事業者等と調整しながら、早期改善に向け取り組んでまいります。(道路維持課、企画政策課)

⑮市内全域にわたって幅広い年代の市民が憩える公園を整備すること。

用地取得を含めて新たな公園の整備を推進することは難しい状況にあります。しかしながら、使用貸借できる500㎡以上の一回となった土地の御協力をいただければ、「コミュニティパーク」として整備することが可能です。

公園等の整備においては、幼児用遊具や健康遊具などを設置し、幅広い年代の方々に御利用いただけるよう、今後とも、適切な施設計画に努めてまいります。

(公園緑地課)

⑯青少年広場など、民間から借りている土地については、相続等が発生したとき引き続き利用できるよう努めること。

青少年広場及びスポーツ広場につきまし

ては、地域の皆様が自主的にスポーツ活動を行う場所として、多くの方に御利用いただいております。

広場の設置につきましては、土地所有者の方から無償貸借の承諾等が得られた用地について、当該地域の自治会長様から要望をいただき、一定の基準を満たした場合に本市が設置するものとしております。

これらの広場において、土地所有者の方に相続等が発生し、地域から広場存続の要望をいただいた場合には、自治会長様と共に相続人の方へ趣旨を説明し、広場としての借用を継続していただけるようお願いしております。

今後も引き続き、地域の皆様に広場を御利用いただくために、土地所有者の方に対し、御理解・御協力を求めてまいります。(スポーツ課)

⑰自転車安全利用促進と事故防止のため、市民に対して注意喚起を行い、自転車専用レーンの整備を進めること。

本市では自転車の安全な利用の促進を図り、市民の皆さんが安心して安全に暮らしていただくことを目的に、厚木市自転車安全利用促進条例を平成25年4月1日に施行したことから、厚木警察署や各交通安全関係団体と連携し、自転車マナーアップキャンペーンや交通安全教室の実施回数を大幅に増加したほか、プロのスタントマンが交通事故の状況を再現する、スケアード ストレート教育技法による新たな自転車安全教室の開催、市営自転車等駐車場における啓発活動など、自転車利用者の交通ルール遵守と交通マナーの向上を目的とした全市を挙げた取組について一層注力してまいります。

また、自転車専用レーンの設置につきましては、中心市街地において整備を行った路線もございますが、道路交通法により設置条件が決められており、新たに設置する

には沿線の方々の協力を得て用地を確保することが必要となるため、既存建物等への影響が大きく、実現することは大変に難しいところでございます。

しかしながら、車道内を走行する自転車の安全利用促進と事故防止のため、自転車及び自動車に対し注意喚起を行うための路面標示(自転車マーク)を設置してまいります。(くらし交通安全課、道路整備課)

⑱本厚木駅近くに公衆トイレを設置すること。

本厚木駅北口及び南口周辺は、通勤・通学時間帯において日常的な混雑があるため、新たな用地を確保しトイレを設置することは、こうした人々の通行を妨げる結果となるなど、あまり好ましくないと考えられますので、様々な要件との調整が必要となり、慎重な検討が必要になるものと考えております。

なお、小田急電鉄が実施している本厚木駅東口の改修工事に伴い、東口の改札口の内側・外側それぞれに、トイレを配置する予定で工事が進められております。

また、本厚木駅東口は、平成26年5月末にリニューアルオープンする予定であることを申し添えます。

(道路管理課、企画政策課)

⑲歩行者の安全のために歩道の確保に努めること。特に通学路の整備を進めること。

1, 2級市道の整備につきましては、歩行者の通行の安全性に考慮し、計画的に歩道整備を進めてまいります。通学路や地域住民のニーズ、道路利用実態を的確に反映させ、安全かつ快適な歩行空間の確保に努めてまいります。

また、歩道の設置が難しい幅員が狭い生活道路については、路肩のグリーン化舗装等により安全性の確保に努めてまいります。

(道路整備課)

㉓市内業者の育成、愛市購買を進め、工事の契約にあたっては同一業者に偏らないよう、公平に選定すること。重複落札制限を一定期間設けること。

市内業者の育成、愛市購買を基本とし、入札参加資格の一つとして「原則、本社が市内にあること」を条件とした一般競争入札を実施しております。

なお、同一業者に落札が偏ることがないように、工種別の手持ち制限や同一開札日の重複落札制限も導入しております。

(契約検査課)

㉔恩曾川沿いの親水広場に簡易トイレを設置すること。

簡易トイレ設置につきましては、地元自治会等の意見を伺いながら検討してまいります。(河川ふれあい課)

㉕高齢化が進む市内各所の住宅団地に対して、生活の質向上のために、具体的な対応を進めること。

郊外に開発された大型団地については、特に高齢化が進行しており、団地内の大型スーパーが撤退していく中で、買い物支援を含め、生活上の交通手段の確保は、取り組むべく問題であると認識しております。

今後、具体的な施策の展開を図ってまいりたいと考えております。(高齢福祉課)

㉖神奈川県に対し、「神奈川県緊急財政対策」の見直しを行い、自治体本来の役割を果たすよう、引き続き強く求めること。

県においては、各自治体の意見等を反映しながら「神奈川県緊急財政対策」を進めておりますが、県同様、本市の財政状況も厳しい状況にありますので、今後におきましても、市民サービスの提供や市の財政運営などに支障を来たすことがないように、神奈川県に強く申し入れをしてまいります。

(企画政策課)